

弘前市たばこの健康被害防止対策の指針 概要版

第1章 本指針について

■背景

喫煙・受動喫煙による健康影響が明らかになるにつれ、社会的関心が高まる中、国内外のたばこ対策の動向が大きく変化

平成15年5月 健康増進法 施行

平成17年2月 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 発効

平成24年6月 がん対策推進基本計画 決定 など

■市の現状

平均寿命
全国平均以下

死亡原因第1位
がん
部位別死亡原因第1位
肺がん

喫煙率
若い世代が高い

■基本的な考え方

疾病予防の観点から、たばこの健康被害防止に向けた各主体の役割と具体的な対策を「行動指針」として示す



市民・関係者(団体)・市が「3つの柱」に基づき、それぞれの役割を認識しながら一体となって継続的かつ段階的に取り組みを進める

たばこの健康被害防止対策の推進

疾病(がん・COPD(慢性閉塞性肺疾患)・循環器疾患等)の予防

次世代の健康の確保

- ・未成年者の喫煙防止
- ・妊産婦の禁煙支援・喫煙防止

成人の喫煙率の減少

- ・喫煙者の健康の確保
- ・周囲の人の受動喫煙の機会減少
- ・禁煙希望者に対する支援

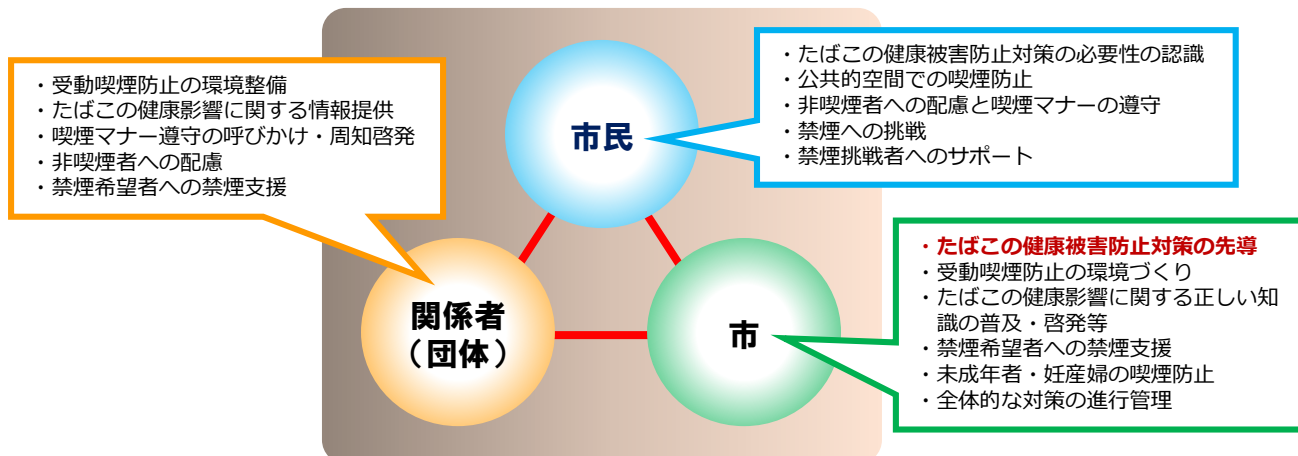
受動喫煙防止の環境づくり

- ・施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿の設定

第2章 弘前市のたばこの健康被害防止対策

■各主体の取組

市民・関係者(団体)・市の三者がそれぞれの役割を主体的・積極的に果たし、一体となって取り組むことが重要



1 次世代の健康の確保

- 個人・家庭 ○たばこの健康影響に関する正しい理解 ○健康的な生活習慣の心がけ ○子どもや妊産婦のそばでの喫煙抑止 ○未成年者の喫煙場所への立入抑止 ○禁煙への挑戦 など
- 児童施設・学校 ○たばこの健康影響に関する教育・啓発（保護者含む）
- 医療機関・薬局等 ○たばこの健康影響や禁煙支援に関する情報提供
- 市 ○たばこの健康影響や禁煙支援に関する情報提供 ○保護者への喫煙防止啓発 ○若い世代への喫煙防止啓発 ○子育て中の親への喫煙防止啓発

2 成人の喫煙率の減少

- 個人・家庭 ○たばこの健康影響に関する正しい理解 ○健康的な生活習慣の心がけ ○禁煙への挑戦 ○禁煙挑戦者のサポート ○喫煙マナーの呼びかけ など
- 医療機関・薬局等 ○禁煙支援（禁煙相談・禁煙治療）の実施 ○たばこの健康影響や禁煙支援に関する情報提供
- 企業・職場等 ○受動喫煙防止対策への取り組み（労働者の健康確保と快適な職場環境の形成） ○禁煙や喫煙防止についての情報提供、指導の機会・場所の提供
- 市 ○たばこの健康影響に関する周知・啓発 ○禁煙希望者に対する相談業務・情報提供による禁煙支援 ○各種健診や健康教育・健康相談での禁煙支援・禁煙治療への誘導

3 受動喫煙防止の環境づくり

- 個人・家庭 ○たばこの健康影響に関する正しい理解 ○健康的な生活習慣の心がけ ○非喫煙者の健康影響を理解した受動喫煙防止への取り組み ○喫煙マナーの遵守 ○公共的空間での喫煙抑止 ○歩きたばこやポイ捨ての防止 など
- 地域 ○集会所等の敷地内禁煙・建物内禁煙化の検討 ○公共的な空間での喫煙防止
- 児童施設・学校 ○たばこの健康影響に関する教育・啓発（保護者含む）
- 企業・職場等 ○受動喫煙防止対策への取り組み（労働者の健康確保と快適な職場環境の形成） ○非喫煙者等への配慮・喫煙マナーの呼びかけ
- 飲食店、娯楽施設等 ○顧客および従業員に対する受動喫煙防止の取り組み ○店舗内喫煙環境の対外的表示 ○非喫煙者への配慮とマナーの呼びかけ
- 公共性の高い施設 ○たばこの健康影響に関する周知・啓発 ○施設内喫煙環境の対外的表示 ○非喫煙者への配慮とマナーの呼びかけ
- 市 ○公共的空間における受動喫煙防止対策の推進 ○施設内喫煙環境の対外的表示の推進 **（市が先導し公共施設等における受動喫煙防止対策を実践）** ○たばこの健康影響に関する周知・啓発 ○地域・関係団体と連携した受動喫煙防止の取り組みの推進

先導的に全面禁煙とするべき施設

■施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿

施設・場所の種別		具体的な施設	目指す姿
建物（施設）	子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設	●児童施設（保育所・認定こども園・幼稚園・児童館）●学校（小・中・高等学校等）●医療機関	敷地内禁煙
	官公庁施設	●国・県・市が設置し管理する施設（指定管理者が管理する施設を含む）	敷地内禁煙または建物内禁煙
	上記以外で、多数の者が利用する施設	●大学等（専門学校等を含む）●社会福祉施設（児童施設を除く）●駅・ターミナル●公共交通機関●集会場●劇場●展示場●百貨店●商店●金融機関●職場（事務所）●宿泊施設●飲食店●娯楽施設※ ² など	敷地内禁煙または建物内禁煙※ ¹
屋外	子ども等の利用が想定される公共的な空間	●公園●遊園地●通学路 など	受動喫煙防止のための配慮が必要※ ³

※1 敷地内禁煙または建物内禁煙が極めて困難な場合は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じるものとし、将来的には敷地内禁煙または建物内禁煙を目指すことが求められる。

※2 娯楽施設のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4項に該当する営業を行う施設（麻雀店、パチンコ店など）については、敷地内禁煙または建物内禁煙が極めて困難な場合は、当面、施設の態様や利用者ニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じることが望まれる。

※3 喫煙可能区域の表示、喫煙マナーの遵守などを行う。